

麻生区役所表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、麻生区長名で行う表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰を受けることができるものは、個人又は団体とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は各号に定めるところによる。

(1) 表彰状

政治、経済、学術、技芸その他区政の進展に貢献し、その功績が広く区民の賞賛を得られるもの

(2) 感謝状

寄附等その功績が一過性のもの又は前号に該当しないもの

(3) 賞状

一定の期間、時期において、競技会、コンクール等で優れた成績、作品等を残したものに対し賞名を付すもの

(表彰の種類)

第4条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 表彰状による表彰

(2) 感謝状による表彰

(3) 賞状による表彰

(贈呈基準)

第5条 表彰状及び感謝状による表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 区の行政に寄与し、又は協力し、功績があったもの
- (2) 観光の振興及び商工業等に功績があったもの
- (3) 公益又は社会福祉の増進に貢献したもの
- (4) 教育、学術、体育及び文化の向上並びに青少年育成活動に貢献したもの
- (5) 区が推進する施策又は主催する各種の行事等に率先協力貢献したもの
- (6) 徳行に優れ、区民の模範とするに足るもの
- (7) 本区に10万円以上の金額又はこれに相当する物品を寄附したもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

2 賞状による表彰は、競技会、コンクール等(以下「競技会等」という。)において、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 区主催の競技会等において成績優良なもの
- (2) 区以外の団体が主催する競技会等において成績優良なもので、第1項の基準のいずれかに準じるもの

(表彰)

第6条 表彰は、書面又はそれに準じたものを授与する。また、必要により副賞を贈呈することができるものとする。

なお、被表彰者が表彰前に死亡したときは、これを遺族に追贈することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰の時期は、随時とする。

(欠格条項等)

第 8 条 表彰状又は感謝状による表彰は、表彰することが不相当と認められるものについては、行わないものとする。

2 賞状による表彰は、競技会等が次の各号のいずれかに該当するときは、行わないものとする。

(1) 主催するものが公共の福祉に反すると認めるとき。

(2) 表彰することが不相当と認めるとき。

(事務)

第 9 条 表彰にかかわる事務は、当該表彰の内容と関係する事務を所管する部署が行うものとする。

(その他必要事項)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、麻生区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。